

現場説明事項・施工条件明示事項

長野県 佐久建設事務所

令和4年度 県単道路情報板等設備点検業務

(主) 下仁田軽井沢線他 軽井沢町 南軽井沢他

業務の実施に当たっては、道路情報板点検仕様書及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。また、「4 注意事項」に記載した内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。

1 業務内容

(1) 業務概要

- ・業務概要は設計書表紙・内訳書のとおり。

(2) 業務関連資料

- ・本業務箇所に関連する竣工図等の資料は閲覧が可能である。また契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

- ・常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 歩掛条件

- ・設計書内訳記載のとおり、「電気通信施設点検業務積算基準(案)」(令和3年12月)による。またライトバン運転費については測量業務(道路台帳)のものを準用。

2 工期関係

(1) 標準工期契約

- ・工期は雨天・休日等を見込み、契約日から令和5年3月10日までとする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

3 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・工事現場では、共通仕様書 1-1-34 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・安全教育等は工事期間中月1回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか工事写真に整理して提出すること。

(2) 交通管理

① 交通誘導員

- ・本業務における交通誘導員は、下記の配置を計上している。
- ・なお、近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合、当初設計で予定している施工方法に著しく違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工種	配置員数	施工時間	備考
交通誘導警備員A	3.5人	昼のみ	
交通誘導警備員B	19.5人		

- ・請負者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により、公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・誘導員を設置する場合、一般国道141号、一般国道142号、一般国道146号においては、長野県公安委員会告示第70号(令和2年10月1日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- ・仮設ヤード回りは、パルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置す

ると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
- また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法をとすること。

4 注意事項（特記仕様書）

(1) 変更請負額

- ・設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式による請負比率により算出する。

$$[\text{変更請負額}] = [\text{変更設計額}] \times [\text{請負額}] / [\text{設計額}] \quad (\text{千円以下切り捨て})$$

変更請負額、変更設計額は税抜き価格とする。

5 質疑について

入札説明書を参照すること。

【別記3】委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書

(電子納品)

第1 本業務は、電子納品対象業務とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有)

第2 本業務は、情報共有対象業務とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

(着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

(電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書 類 名	備 考

(情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書 類 名	備 考

(業務完成図書の提出部数)

第7 本業務の業務完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体（CD-R・DVD-R） | 2部（正・副） |
| | 紙媒体 | 2部（その他、協議による） |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 2部（その他、特記仕様書による） |

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み：

- ・ 電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・ 電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート（業務用）
- ・ ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領